

## 令和2年度「全国大会の代替となる地方大会開催支援事業（第2次公募）」 の申請における留意事項・記載要領

### （1）事業計画書の記載について

#### ① 「1. 事業内容」

- ・ 「区分」欄は、「全国大会の代替となる地方大会開催支援事業」と記載して下さい。
- ・ 「大会名（種目名）」欄は、数種目をまとめて大会を実施する場合で種目ごとに区分できないときは1本にまとめて記載して下さい。また、本欄には、都道府県単位の大会が記載されることを想定していますが、例えば、地区単位の大会を記載するなど、都道府県単位とならない場合には、「備考」欄に、当該大会について全国大会の代替となる地方大会とみなすことができる理由を記載して下さい。
- ・ 「競技役員数」欄は、引率教員を兼ねる者を除いて記載して下さい。
- ・ 「補助役員数」欄は、競技役員を補佐して大会運営に協力する者の数を記載して下さい。

#### ② 「2. 収支計算書（収入）」

- ・ 「区分」欄は、「全国大会の代替となる地方大会開催支援事業」と記載して下さい。
- ・ 「その他」欄に記載した場合は、「備考」欄に内訳を記載して下さい。
- ・ 「国庫補助金」欄は、交付申請書の「補助金の額」と同額を記載して下さい。
- ・ 「都道府県負担金」欄は、都道府県において費用を負担する場合に記載して下さい。
- ・ 「その他」欄は、協賛金等の外部収入を記載して下さい。

#### ③ 「2. 収支計算書（支出）」

- ・ 積算内訳はエクセルファイル「（別添）支出」に詳細に記載して下さい。
- ※ 補助金の確定額は事業の補助対象経費からその他の収入額を控除した額と交付決定額とのいずれか低い額とします。

## (2) 補助対象経費について

※本事業の実施に直接必要とする経費のみを計上して下さい。

※補助の対象は、第2次補正予算成立日（令和2年6月12日）以降に発生した経費のうち、下表に示すものとします（ただし、大会期間終了までに交付決定を受けている場合に限る）。

経費区分	内容
諸謝金	医師・看護師、審判員等の諸謝金に限る
旅費	医師・看護師、審判員等の旅費に限る
消耗品費	新型コロナウイルス感染症感染防止への対応に必要な経費等（例えば、マスク、アルコール消毒液、次亜塩素消毒液などの購入費）
褒賞費	杯、盾及び旗等の購入に必要な経費等
賃金	新型コロナウイルス感染症感染防止への対応で追加的に必要な経費等（例えば、観客等に対し密にならないように呼びかける係員や体温の計測を行う係員などの人件費）
借料及び損料	競技会場となる競技場や体育館などの借上げに必要な経費等

## (3) 申請について

### ① 提出物

- ア 交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 県歳入歳出予算（抜粋）
- エ 大会に関する資料（実施要項等）
- オ 主催者に関する資料

(1) 概要等が分かる資料（寄付行為、定款又は会則等、事業報告書等）

(2) 役員名簿

※主催者が複数である場合は、主催者ごとにそれぞれ提出すること

※その他必要に応じてスポーツ庁から関係書類の提出を求める場合があります。

### ② 申請方法

ア 上記①提出物（公印押印済み）1部ずつを下記③に示す提出先に郵送又は持参して下さい。

イ 提出に当たっては、以下に示す事項に注意して下さい。

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付して下さい。
- ・封筒に「全国大会の代替となる地方大会開催支援事業」と朱書きして下さい。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負いません。

③ 提出先

ア 郵送等

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
スポーツ庁政策課学校体育室 運動部活動推進係

④ 提出期限 **令和2年7月30日（木） 17:00必着**

⑤ その他

- ・ 交付申請書等の作成費用については、申請する地方公共団体の負担とします。また、提出された交付申請書等については返却しません。
- ・ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の追加・差し替えは一切認めません。
- ・ 申請書等の提出書類は、郵送での提出に加え、以下の問合せ先メールアドレスに Word 及び Excel 形式の電子データを送付すること。（開催要項及び主催者の規約・役員名簿は電子データの送付不要）

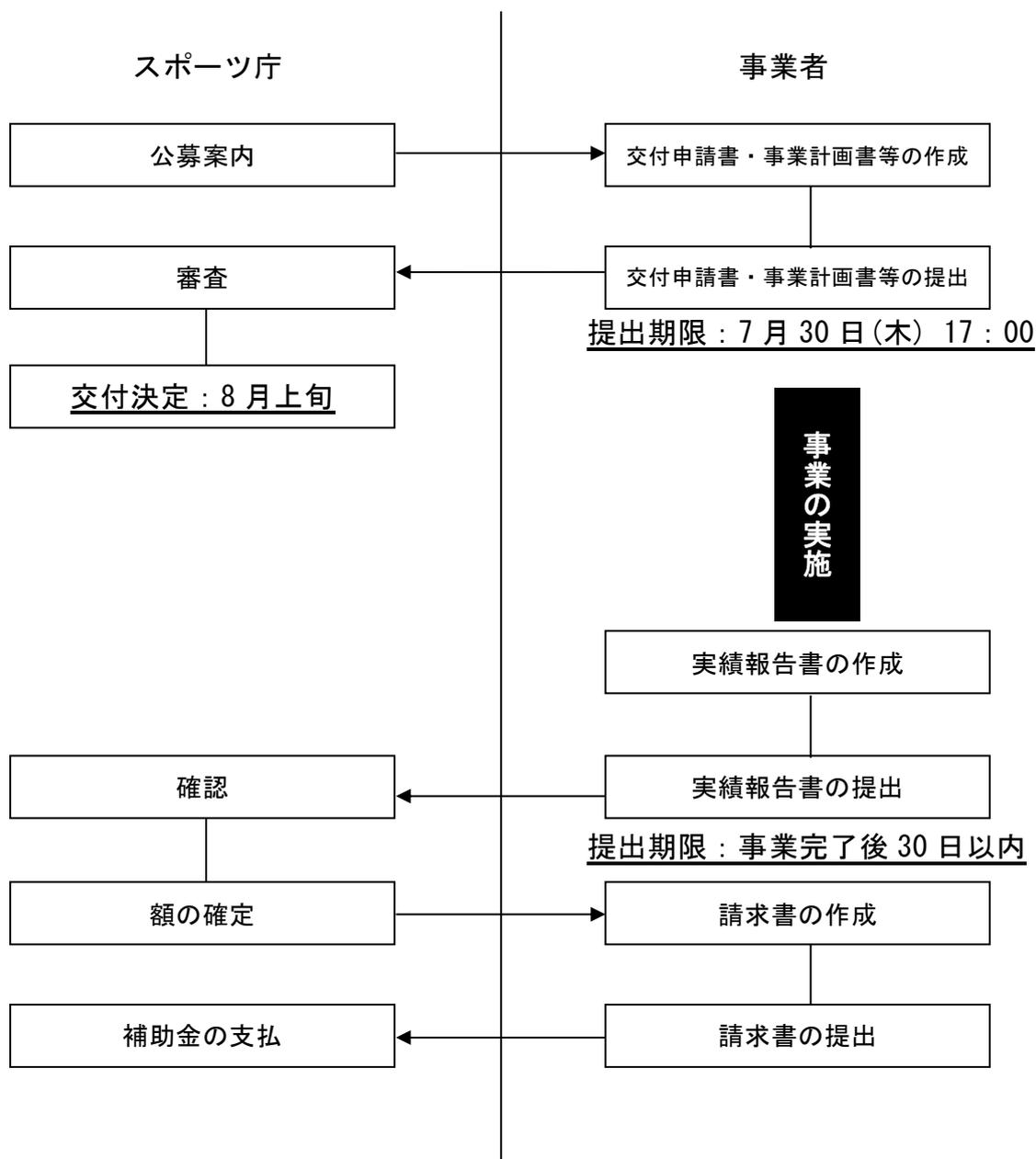
**(4) 問合せ先**

スポーツ庁政策課学校体育室 運動部活動推進係

電話 03-6734-3777（直通）

メール sseisaku@mext.go.jp

## 「全国大会の代替となる地方大会開催支援事業」に係る 第2次公募スケジュール（イメージ）



※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合があります。

※ 本補助金は、補助金の額を確定した後に支払うこと（精算払）となります。

※ 第3次公募については別途お知らせします。